平成２９年（フ）第４７２号
鹿児島県鹿児島市郡元２丁目17番１号　郡元シティーハイツ303号
債務者　磯脇　政子
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田代　幸嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５３２３号
大阪市平野区瓜破西１丁目12番６―204号、前住所大阪市平野区瓜破西１丁目９番24―941号
債務者　西山　昌孝
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　賢介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３５８号
大阪府東大阪市高井田本通７丁目２番11号
債務者　牧野　和博
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八十　祐治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３１号
奈良県香芝市関屋999―３　ベルヴュ離宮403号室、住民票上の住所奈良県香芝市真美ヶ丘３丁目23番18号
債務者　若井　幸雄
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　英之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第７号
群馬県邑楽郡大泉町西小泉４丁目７番６―504号　グリーンハイツ大泉
債務者　浦野　勇
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　貴之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午後４時
5　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第２０号
山梨県甲府市相生２丁目４番23号
債務者　中嶋　宏次
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　成輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２１号
山梨県甲府市相生２丁目４番23号
債務者　中嶋　司朗
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　成輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２２号
山梨県甲府市相生２丁目４番23号
債務者　中嶋　里子
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　成輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４号
兵庫県西脇市大野539番地の45
債務者　浦上　恵子
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岩　和紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
神戸地方裁判所社支部

平成３０年（フ）第２９７号
大阪府豊中市新千里東町２丁目７番Ｃ５―202号
債務者　加藤甲太郎
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０３４号
大阪市北区曾根崎１丁目４番５―202号、従前の住所兵庫県西宮市柏堂西町２番27号
債務者　岩元　香
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅田　修宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月26日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１０９号
岐阜県大垣市長沢町６丁目21番地　スイトマジョラム　203
債務者　田村あずさ（旧姓秋澤・村上）
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成３０年（フ）第２６号
栃木県宇都宮市桜１丁目３番10号　桜グリーンヒル305号
債務者　吉野　幸寿
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２０１号
山形市大字上宝沢155番地
債務者　鈴木　真理
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０５号
山形市清住町１丁目２番13号　コーポ丸善Ａ201号、前住所山形市蔵王温泉950番地２
債務者　野上　寛
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２７号
山形県東村山郡中山町大字長崎374番地
債務者　佐藤みゆき
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３０号
山形市桧町１丁目９番12号　めだかの学校桧町校、前住所山形市大字松原394番地　カレッジコーポ21　101号
債務者　柿崎　弘弥
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
山形地方裁判所民事部